

広報えんがる

瓦版

2022年(令和4年)
1月28日(金)
発行：遠軽町役場
総務部企画課
電話 42-4818
FAX 42-3688

「まん延防止等重点措置」適用

北海道全域 2月20日まで

新型コロナウイルス感染症の
新規感染者数が全国で急速に増
加する中、国は1月25日、新型イ
ンフルエンザ等対策特別措置法
に基づく「まん延防止等重点措
置」の対象区域に北海道を追加
することを決定しました。

道の直近の感染情報の発表に
よると、町内で1月9日(日)か
ら1月15日(土)までの7日間累
計で2人、1月16日(日)から1
月22日(土)までの7日間累計で
は8人の感染者が確認され、予
断を許さない状況が続いていま

す。道では、新型コロナウイルス
の感染拡大抑止に向け、新型
インフルエンザ等対策特別措置
法に基づき、道民等に対する要
請を行うとともに、必要な協力
について働きかけを行うことと
なりました。道からの要請内容
について一部抜粋してお知らせ
します。町民の皆様におかれ
ましては、感染防止対策への
ご協力をお願いします。
問 危機対策室 ☎42-4811

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

要請内容

【日常生活において】

- ◆「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「人と人との距離の確保」「マスク（※）の着用」「手指消毒」「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。
※不織布マスクを推奨、以下同じ
- ◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。
- ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。

【特に外出の際は】

- ◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。
- ◆普段会わない方や重症化リスクの高い方（※）と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。
※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方
- ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。

【特に飲食の際は】

- ◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。
- ◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
- ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。

【飲食店等への要請・協力依頼】

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等（披露宴等を行うホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）も含む）

要請・協力依頼内容

【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】

- ◆①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時までとするか、または、
- ②営業時間は5時から20時まで、酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないこととする。
※期間を通して上記のいずれかを選択（当初の選択は変更不可）

【上記以外の飲食店等】

- ◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。
- ◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。
※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
- ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。
- ◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。
- ◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。（協力依頼）

※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

【飲食店等に対する協力金（中小企業・個人事業者）】
1月27日～2月20日まで全期間（25日間）協力
（認証店）【①の場合】 1店舗あたり 62.5万円～187.5万円
【②の場合】 1店舗あたり 75万円～250万円
（上記以外） 1店舗あたり 75万円～250万円
※要請期間中に認証店となった場合、認証を受けた日から認証店の要請内容に変更となります。

新型コロナワクチン 3回目の接種がはじまります

■対象者 2回目接種完了から7か月以上経過し、3回目のワクチン接種を希望する18歳以上の方

■接種券の送付 1月21日から発送しています。
対象者には、予防接種済証、予診票、案内状を7か月経過する前に月1回、順次郵送します。接種予約には、同封の予防接種済証が必要となり、インターネット及び以下の電話で受付します。

■接種費用 無料で接種できます。

■使用するワクチン ファイザー社及び武田/モデルナ社ワクチンを使用します。1・2回目と異なるワクチンを用いた3回目接種についても、安全性や効果が確認されていますので、ワクチンの種類に関わらずできるだけ早い日をお探しの上、予約をお願いします。
※3回目を接種した人の方がしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。

※1・2回目の接種では、ファイザー社と武田/モデルナ社のいずれも、2回目接種から半年後の高い重症化予防効果が維持されています。

※武田/モデルナ社の3回目接種は、1・2回目で用いた量の半量となり、2回目接種と比較して発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

■接種開始時期 現在、医療従事者、高齢者施設入所者及び従事者の接種を進めています。高齢者は2月から開始、以降2回目接種から7か月経過後となります。
問 遠軽町コロナワクチンコールセンター ☎0570-022030

「北海道飲食店感染防止対策認証制度」のお知らせ

北海道では、道内の飲食店を対象に、感染防止対策に必要な事項の取り組み状況を確認し、実施されている場合に認証する「北海道飲食店感染防止対策認証制度」を実施しています。詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。第三者認証制度コールセンターへお問い合わせください。
問 第三者認証制度コールセンター ☎0570-783-816（受付時間 平日 9:00～18:00）



「えんがる屋台村雪提灯」開催延期

広報えんがる2月号に掲載している「えんがる屋台村雪提灯」については、次の日程に延期となりましたので、お知らせします。
■変更後の日程 3月6日（日）